

公社営林地等の立木購入心得書

- 1 購入申込者は、立木販売（随時販売）のご案内、及び本心得書を熟読のうえ申ししてください。
- 2 購入申込者は、「立木購入申込書」を公社にご持参くださるか、電子メールまたは郵送により提出（必着）してください（FAX不可）。いずれも公社に到着日時を受付とします。
（最終受付：令和8年2月27日17時15分）
- 3 ご持参及び郵送による申込の場合は、封筒の表に「物件番号」と「申込書在中」と明記のうえ、原本を提出してください。
- 4 立木購入申込書には、申込者の住所、氏名（法人にあつては名称及び代表者名）を記入のうえ、必ず押印し、購入金額の頭には、¥を付けて、算用数字を用いて消費税（10%）込の金額を記入してください。
- 5 提出済みの申込書は、その理由いかんにかかわらず書換え、引き換え又は撤回することができません。
- 6 次の各号の一に該当する立木購入申込は無効とします。
 - (1) 申込に際し、不正の行為があつたとき。
 - (2) 申込者の氏名（法人にあつては代表者の氏名）その他重要な文字及び証印が誤脱し、又は不明なとき。
 - (3) 申込書の金額を訂正しているとき。
 - (4) 本心得書事項に違反したとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、申込の条件に違反したとき。
- 7 公社の指定した職員を立ち会わせて封筒または電子メールを開封します。
- 8 開封の結果、公社の販売予定価格以上の価格を提示した者に販売いたします。
なお、同日付け（受付日の17時15分まで）で複数の申込があつた場合は、販売予定価格以上で最高のものをもって申込した者を落札者とします。
ただし、同日付（受付日の17時15分まで）で複数の同金額での申込があつた場合別途、日時を設定し競争入札とします。
- 9 申込者が、申込受付日から換算して10日以内に売買契約を締結しない場合は、その申込は無効となります。
- 10 申込者は、売買契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）の金額を納めなければなりません。ただし、契約締結と同時に売買代金の全額を支払う場合は、契約保証金を免除するものとします。
なお、契約保証金及び売買代金の納付は、「高知県森林整備公社」名義の口座（四国銀行県庁支店 普通預金 No. 5108715）への銀行振込とします。
この契約保証金には、利子を付さないものとします。
- 11 契約保証金は、申込者が売買代金を納入期限（落札日から40日以内）までに完納しないとき、又は契約の条項に定める義務を履行しないときは、公社に帰属することとなります。